

2019年3月1日作成

日建・レンタコムカップ
第28回全日本学生女子ヨット選手権大会

開催地： 愛知県蒲郡市 豊田自動織機海陽ヨットハーバー沖
大会期日： 2019年9月20日（金）～ 2019年9月23日（月）
共同主催： 全日本学生ヨット連盟 中部学生ヨット連盟
公認： （公財）日本セーリング連盟【H31 - ●】
後援： 蒲郡市、蒲郡市教育委員会、中部ヨット協会、愛知県ヨット連盟
日本470協会、日本スナイプ協会
特別協賛： 日建・レンタコムグループ 日建レンタコム株式会社 日建リース工業株式会社
日建片桐リース株式会社
協賛： 明治商工株式会社 株式会社伊藤園 蒲郡市観光協会
協力： 豊田自動織機海陽ヨットハーバー 蒲郡三谷温泉平野屋
後援・特別協賛・協賛・協力はいずれも予定

レース公示（案）

「SP」レース委員会から審問なしにまたは、プロテスト委員会の審問によりスタンダード・ペナルティーが課せられる。

「NP」艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。

1 規則

- 1.1 本大会は「セーリング競技規則 2017-2020」（以下、規則という）に定義された規則を適用する。
但しこれらの規則等のうち、本レース公示または帆走指示書（以下指示）によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則の定義にある規則(g)には全日本学生ヨット連盟にて入手することができる以下の文書が含まれる。
 - (1) 全日本学生ヨット連盟規約
 - (2) 470級学連申し合わせ事項
 - (3) スナイプ級学連申し合わせ事項
 - (4) 艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項
- 1.3 付則Pの「セール番号」を「セール番号または識別番号」に置き換え適用する。
- 1.4 SCIRA 規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

2 競技種目

470クラス、スナイプクラス

3 資格及び参加申し込み

3.1 参加資格

- (1) 加盟大学に学籍があり、入学してから4年以内の女子で、エントリー表に登録済であること。
- (2) 複数の艇へのエントリーは認めない。
- (3) 選手及び監督・コーチは、申込時点で2019年度（公財）日本セーリング連盟会員であること。

(4) スナイプ級の選手は**申込時点で** 2019 年度 SCIRA 登録済であること。

(5) 各水域学生ヨット連盟の推薦を得た加盟大学のチームであること。

(6) **スポーツ安全保険（人身・物損補償）相当の保険に加入していること。**

各水域の推薦枠は両クラスとも、各水域の予選エントリー数のパーセンテージにより与える。詳細については以下のとおりとする。

予選エントリー数	推薦枠数
7 艇以下	全艇
8 艇以上 14 艇以下	予選エントリー数の 80%、小数点 1 位を繰り上げた艇数
15 艇. 16 艇	12 艇
17 艇以上	予選エントリー数の 70%、小数点 1 位を繰り上げた艇数

※但し、参加艇数が各クラス 35 艇に満たない場合は、各水域の代表者の推薦により大会会長の承認を得た上で、エントリーを認める場合がある。

3.2 エントリー

エントリーは、各艇ヘルムスマン 1 名、クルー 2 名以内とする。

3.3 参加申し込み

(1) 参加資格のあるチームは、申込み書類一式を参加料の振り込みを含め 2019 年 7 月 16 日(火) 必着で下記メールアドレスに送ることにより参加申し込みすることができる。 **但し参加申込書 3(支援艇許可申請書)は、大会受付まで受付を行う。**

①参加申込書 1、参加申込書 2 (競技者名簿)、参加申込書 3 (支援艇許可申請書)。

1. Excel 形式のまま提出のこと。**参加申込書 3(支援艇許可申請書)を大会受付で提出する場合は、印刷し提出すること。**

2. スナイプ級の競技者は、SCIRA 会員番号を参加申込書 2 に記載のこと。

②参加料の振込み書の写し。

③参加申込書に記載した競技者全員および監督、コーチが『2019 年度(公財)日本セーリング連盟』の会員であることの証左。

これは(公財)日本セーリング連盟のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 送付先は右のとおり。 全日本学生ヨット連盟 女子委員長

E-mail: chubu.icyf@gmail.com

4 参加料

1 艇 20,000 円 識別番号料 2,100 円

振込先は右のとおり。 三菱東京 UFJ 銀行 松阪支店 店番 532 普通 0090156

中部学生ヨット連盟 会長 石倉 俊宏

振込は個人名ではなく、大学名とすること。

上記参加料には、大会期間中の 9 月 21 日から 9 月 23 日の給水設備使用料が含まれるが、大会期間中分を含めて豊田自動織機海陽ヨットハーバーでの艇保管料は含まれない。

豊田自動織機海陽ヨットハーバーでの艇保管料及び、大会期間外の給水設備使用料は、各チームの責任でヨットハーバー事務室に支払うこと。

5 使用艇、セール

5.1 使用艇

- (1) 470 級は 2019 年団体登録を完了し、かつ本大会の大会計測を完了していること。
- (2) スナイプ級は 2019 年度 SCIRA 登録が完了し、かつ本大会の計測を完了していること。
- (3) 艇は原則自己所有艇とし 1 艇の予備艇を認める。主催団体が認めた場合は参加者がチャーターした艇も可とする。470 クラスおよびスナイプクラスのチャーター艇は学連登録艇に限る。
- (4) [DP]470 クラス、スナイプクラスの艇体には【添付図 A】に示す『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』に定められた表示をすると共に、レース委員会が準備した識別番号を指定した位置に貼り付けしなければならない。
- (5) 艇の交換は破損による場合のみとし、事前にテクニカル委員会の許可を得なければならない。新たに使用する艇は大会計測を完了していなければならない。

5.2 セール

- (1) 両クラスとも、1 艇に 1 セットのセールの登録、および 1 セットの予備セールの登録を認める。
- (2) 470 級のセールは 2019 年の各水域での大会計測を完了していなければならない。
また 470 クラス協会に登録された艇以外のセール番号を使用してはならない。メイン・セールとスピネーカーのセール番号は同一でなければならない。
- (3) スナイプ級のセールは 2019 年の各水域での大会計測を完了していなければならない。
また 2019 年度 SCIRA に登録済の艇以外のセール番号を使用してはならない。
- (4) 両クラスとも予備セールを含み、同一のセール番号を複数の艇で登録してはならない。
- (5) セールの交換は破損による場合のみとし、**事前に**テクニカル委員会の許可を得なければならない。

6 日程

6.1 日程

9 月 20 日 (金)	10:00 ~ 16:00	受付・登録、計測
9 月 21 日 (土)	08:00 ~ 09:30	受付・登録、計測
	09:45 ~ 10:15	ブリーフィング
	11:00 ~ 11:30	開会式
	13:00	470 級予告信号
9 月 22 日 (日)	引き続き	スナイプ級予告信号
	08:15 ~ 08:30	ブリーフィング
	09:30	470 級予告信号
	引き続き	スナイプ級予告信号
9 月 23 日 (月)	08:15 ~ 08:30	ブリーフィング
	09:30	470 級予告信号
	引き続き	スナイプ級予告信号
	16:00	表彰式 レセプション・パーティー

9 月 21 日 (土)、22 日 (日) は 15:31 より後に、23 日 (月) は 11:31 より後に予告信号は発せられない。

6.2 予定されるレース数は次のとおりとする。

日程	470 級	スナイプ級
9 月 21 日 (土)	3	3
9 月 22 日 (日)	3	3
9 月 23 日 (月)	2	2
合計	8	8

本大会で計画された全レースを行うため、当日までの計画に対して+1 レースを越えないまで、レースを前倒しで行う場合がある。

7 受付

参加チームは**提出を求められた場合**、次の書類等を提出し受付を完了させなければならない。

- ① 470 級は INTERNATIONAL 470 CLASS MEASUREMENT FORM (原本)の提示。
ただし、2011 年 7 月 29 日以前に登録された艇は、上記に加え計測登録証明書の提示。
- ②スナイプ級はスナイプクラス計測証明書の提示。

8 計測

- 8.1 艇は計測前に、受付時に交付される識別番号を【添付図 A】にある位置に貼りつけなければならない。
- 8.2 参加チームは、艇体およびセールについて、イクイップメント・インスペクターとして指定する各水域のオフィシャル・メジャーによる本大会の事前計測を完了したことを証明する「大会計測完了証明書」を提示するとともに、「大会計測済スタンプ」の確認を受けなければならない。
- 8.3 本大会の事前計測は、2019 年 8 月 12 日(月)以降に実施されなければならない。
「大会計測完了証明書」発行後は艇の修理・改造を行ってはならず、修理・改造を行った場合は、再計測を受けなければならない。
- 8.4 各日の最後のレース終了後、海上にてテクニカル委員会に呼ばれた艇は、指示に従いインスペクションを受けなければならない。

9 帆走指示書

- 9.1 帆走指示書は 8 月 31 日(土)までに、出場大学に送付するとともに、愛知県ヨット連盟のホームページに掲示する。
- 9.2 帆走指示書に対する事前質問は、9 月 14 日(土)までに参加申込み送付先にメールで提出のこと。
- 9.3 事前質問に対する回答は、9 月 21 日(土)のブリーフィングまでに公式掲示板に掲示する。

10 開催地

【添付図 B】はレース・エリアの場所を示す。

11 コース

【添付図 C】の見取図は、レグ間のおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークを通過する側を含むコースを示す。

12 得点

- 12.1 大会の成立には、1 レースを完了することが必要である。
- 12.2 艇のシリーズ得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とする。
6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 12.3 総合順位は、両クラスに各 1 艇以上参加した大学を対象とする。
各大学で最も順位の良かった両クラス 1 艇ずつのシリーズ得点を加算して総合得点とし、総合得点の少ない大学を上位とする。
- 12.4 2 大学以上でタイがある場合、総合得点の対象となった両クラスの各々のレースの得点を合算したものを規則 A8 にある得点に読み替えてタイを解く。また、470 級とスナイプ級で完了したレース数が異なる場合、どちらかのクラスのみ完了したレースの得点は用いない。

13 支援艇

- 13.1 支援艇とは、規則の定義にある支援者が乗艇する全ての艇を指す。
- 13.2 支援艇のある大学は、受付時に「参加申込書 3」として提出した「支援艇許可申請書」の写しを提示することにより、「支援艇許可書」を受け取ることができる。
- 13.3 「NP」「DP」豊田自動織機海陽ヨットハーバー内では、支援艇は、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。
- 13.4 「NP」「DP」支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い、使用料を支払わなければならない。一時的に入港した支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
- 13.5 「NP」「DP」支援艇は水上にいる間、大会本部で貸与する「識別用リボン」を水面より 1.5m 以上の高さに掲揚するとともに、大会本部で支給される「支援艇許可書」を外部より視認できるように掲示しなければならない。

14 賞

賞は次のように与えられる。

総合	総合 1 位	全日本学生ヨット連盟会長盾（持ち回り） 総合優勝旗（持ち回り）、賞状、賞杯総合
	2 位、3 位	賞状、賞杯
クラス	各クラス 1 位	関山杯、優勝旗（持ち回り）、賞状、賞杯
	各クラス 2 位、3 位	賞状、賞杯
	各クラス 4 位-6 位	賞状
最優秀選手賞		関山恭子記念賞旗（持ち回り）

15 責任の否認

この大会の競技者は自分自身の責任で参加する。規則4『レースをすることの決定』参照。

主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

16 大会期間中の肖像権

大会期間中の艇、選手に関する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は、主催団体に帰属する。これらは主催団体のホームページや SNS に掲載されることがある。これらは、参加申し込みをした時点で同意したものとみなす。

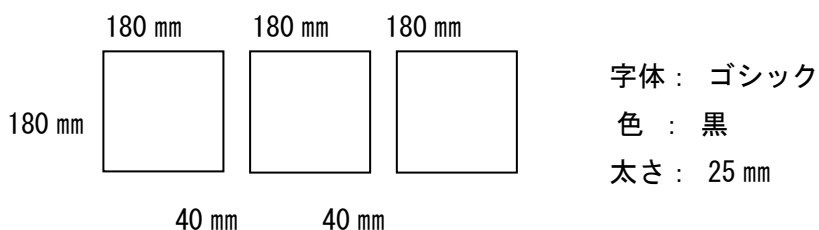
17 問合せ先

問合せ先は右のとおり。

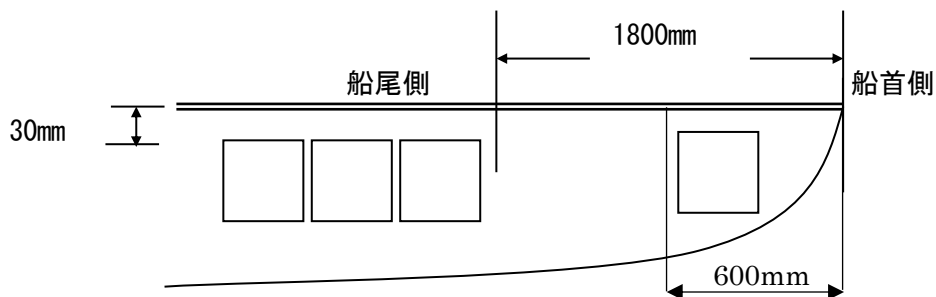
中部学生ヨット連盟 副委員長 兵藤 麗奈 e-mail : chubu.icyf@gmail.com

【添付図A】 艇体および識別番号貼付位置

(1) 470 クラス、スナイプクラス



- ・ 大学名シールは、各大学（または水域）で作成する。
- ・ 貼付位置は前部デッキのステムから後方 1800 mm より後ろ近い部分の両側板部分とする。ただし、文字の大きさは 180mm 以上であれば任意とし、それに伴った字間、太さの変動は認める。また、艇体が濃色で黒色では見えにくい場合に限り、白色で表示することも可とする。
- ・ バウの先端から、600 mm の間に識別番号を張り付ける。
470 クラス：黒色 スナイプクラス：赤色



* 取り付け位置の若干の誤差は許容する。

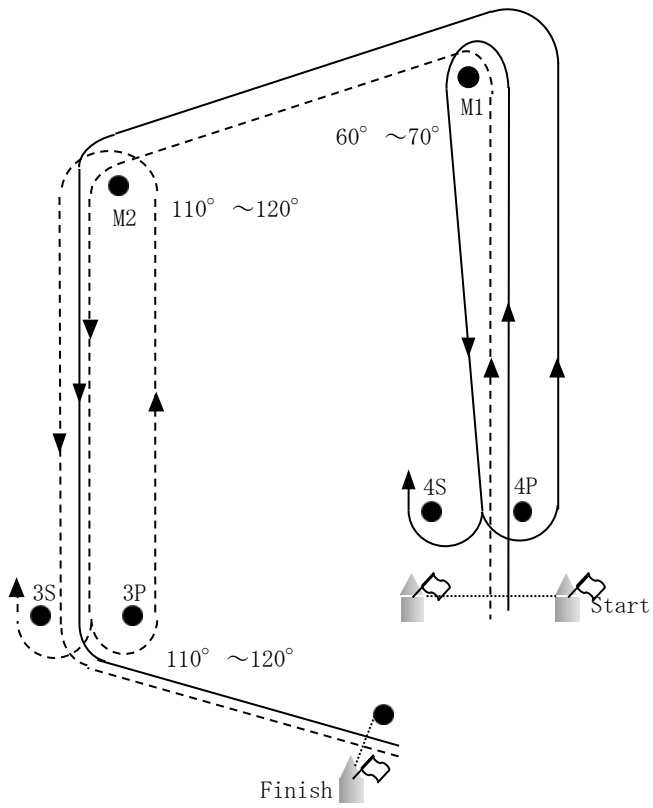
【添付図B】 レースエリア



N 34. 47. 183 E 137. 16. 017 を中心とした、 ϕ 1.4NM をレース海面とする。

【添付図 C】：コース見取り図

470 クラス、スナイプクラス



I : Start → M1 → 4p/4s → M1 → M2
→ 3p → Finish

O : Start → M1 → M2 → 3p/3s → M2
→ 3p → Finish

以 上

日建・レンタコムカップ
第28回全日本学生女子ヨット選手権大会

大会期日：2019年9月20日（金）～ 2019年9月23日（月）

共同主催：全日本学生ヨット連盟・中部学生ヨット連盟

帆走指示書（案）

「SP」レース委員会から審問なしにまたは、プロテスト委員会の審問によりスタンダード・ペナルティーが課せられる。

「NP」艇からの抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2017-2020』（以下、規則という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則の定義にある規則(g)には全日本学生ヨット連盟で入手することができる以下の文章が含まれる。
 - (1)全日本学生ヨット連盟規約
 - (2)470級学連申し合わせ事項
 - (3)スナイプ級学連申し合わせ事項
 - (4)艇体への大学名表示に関する申し合わせ事項
- 1.3 付則Pの「セール番号」を「セール番号または識別番号」に置き換え適用する。
- 1.4 SCIRA 規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き適用されない。

2 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部東側に設置された公式掲示板に掲示される。

「NP」 また Facebook 上に設けられる、第 28 回全日本学生女子ヨット選手権大会サイトにアップされる。

3 帆走指示書の変更

帆走指示（以下、『指示』という）の変更は、それが発効する当日の 08:30 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の 17:30 までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部南側に設置された信号柱に掲げられる。
- 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1分』を『40分以降』と置き換える。
- 4.3 「NP」「SP」陸上で音響信号1声と共にD旗が掲揚されるまで、艇は出艇してはならない。予告信号は予定時刻以前、またはD旗が掲揚された後40分以内に発せられることはない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。

5 レース日程

5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日程	470 級	スナイプ級
9月21日(土)	3	3
9月22日(日)	3	3
9月23日(月)	2	2
合計	8	8

5.2 470級の最初の予告信号は、9月21日は13:00、9月22日・23日は09:30を予定しており、スナイプ級の予告信号は、470級のスタート信号後に適宜発せられる。

5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号1声とともにレース委員会信号艇に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。

5.4 9月22日・23日は15:31より後に、24日は11:31より後に予告信号は発せられない。
本大会で計画された全レースを行うため、当日までの計画に対して+1レースを越えないまで、レースを前倒して行う場合がある。

5.5 9月21日は09:45より、9月22日・23日は08:15より、豊田自動織機海陽ヨットハーバー東棟 E5, E6 会議室にてブリーフィングを行う。

6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス機
470 級	白地に青色の470級の形象
スナイプ級	白地に赤色のスナイプ級の形象

7 レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 【添付図B】に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走するコースおよび、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク 1. 2. 3p. 3s. 4p. 4s はオレンジ色の円錐形ブイとする。

9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇、または黄色の円筒形ブイとする。

9.4 指示 11 に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形ブイとする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった「DNS」』と記録される。これは規則 A4. A5 を変更している。
- 10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則 30.4 に抵触した艇の識別番号は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターンに掲示される。これは規則 30.4 を変更している。
- 10.4 「NP」「DP」他のレースの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図 C】に示されたスタート・エリアを回避してしなければならない。
- 10.5 スタートがゼネラル・リコールとなった場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号無しで第 1 代表旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での第 1 代表旗降下には、レース信号第 1 代表旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 レースの中止

スタートしたレースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇に音響信号と共に N 旗を掲揚する場合がある。信号艇以外のレース委員会艇での N 旗の降下には、レース信号 N 旗の「予告信号は、降下の 1 分後に発せられる。」の意味は持たない。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールまたは、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

14 ペナルティー

「NP」「DP」規則 44.1 に基づきペナルティーを履行した艇は、プロテスト委員会事務局で入手できる所定の用紙に記入のうえ抗議締切時間内にプロテスト委員会事務局へ提出しなければならない。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	レースの タイム・リミット	マーク 1 の タイム・リミット	レースの ターゲット・タイム	フィニッシュ ウィンドウ
470 クラス	75 分	25 分	45 分	15 分
スナイプクラス	80 分	25 分	50 分	15 分

- 15.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しそうでない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則 32.1 を変更している。
- 15.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。
- 15.4 最初の艇（規則 30.3 または規則 30.4 が用いられた場合、各々に違反しない最初の艇）がフィニッシュ後から起算されるフィニッシュ・ウィンドウ以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』と記録される。この項は規則 35、A4 及び A5 を変更している。

16 抗議と救済要求

- 16.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発した後 60 分とする。但しプロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。
- 16.3 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会からの抗議を規則 61.1(b) に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるために、抗議締切時刻後 15 分以内に通告を掲示する。
- 16.5 審問は基本的に受付順におこなう。当事者はプロテスト委員会事務局が指定する待機所にて待機していなければならない。
- 16.6 規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。
- 16.7 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

17 得点

- 17.1 大会の成立には、1 レースを完了させることが必要である。
- 17.2 艇のシリーズ得点は、完了したレースが 5 レース以下の場合、全レースの合計得点とする。6 レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

- 17.3 総合順位は、両クラスに各1艇以上参加した大学を対象とする。
各大学で最も順位の良かった両クラス1艇ずつのシリーズ得点を加算して総合得点とし、総合得点の少ない大学を上位とする。
- 17.4 2 大学以上でタイがある場合、総合得点の対象となった両クラスの各々のレースの得点を合算したものを規則 A8 にある得点に読み替えてタイを解く。また、470 級とスナイプ級で完了したレース数が異なる場合、どちらかのクラスのみ完了したレースの得点はいない。

18 安全規定

- 18.1 「NP」「SP」出艇申告と帰着申告は次のとおりとする。
- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の 08:00 から 09:00 までの間に大会陸上本部前に用意される『出艇申告書』にサインした後に、出艇しなければならない。
 - (2) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は代理人）は、帰着後速やかに大会陸上本部前に用意される『帰着申告書』にサインしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時間までに完了させなければならない。
 - (3) 帰着申告後に再出艇する場合、（『AP/H 旗』、『N/H 旗』での帰着、またはリタイアによる帰着後の再出艇）は随時出艇申告を受付ける。出艇申告無しの再出艇は認められない。
- 18.2 「NP」「SP」リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、可能な限りリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 18.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。
- 18.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。
- 18.4 18 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 18.1(1)の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18.1(2)の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

19 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

- 19.1 「NP」「SP」艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示 18.1(1)の出艇申告と同時に大会陸上本部に提出しなければならない。
- 19.2 「NP」「SP」艇は、その日の 2 レース目以降に乗員を変更する場合は、『乗員変更届』をその都度大会陸上本部に提出しなければならない。海上で乗員を交替した場合は、近くのレース委員会艇に変更がある旨を伝えた後に、指示 19.1(2)の帰着申告と同時に『乗員変更届』を提出しなければならない。

20 「NP」「DP」 装備の交換

- 20.1 艇は、テクニカル委員会の承諾なしに損傷または紛失した装備の交換をしてはならない。
- 20.2 艇は、陸上で装備を交換する場合は、大会陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカ

ル委員会に提出し、承諾を受けなければならない。

- 20.3 艇は、海上で装備を交換する場合は、近くのレース委員会艇に装備の交換がある旨を伝えた後に、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承諾を受けなければならない。

21 装備と計測チェック

- 21.1 艇は、艇または装備が、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 21.2 艇は水上で、レース委員会イクイップメント・インスペクターまたはメジャーによる検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。
- 21.3 帰着後、陸上にて指示された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

22 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
レスキュー艇	「RESCUE」と白字で記された緑色旗
テクニカル委員会艇	「MEASURER」と黒字で記された白色旗
メディア艇	「MEDIA」と白字で記された青色旗
VIP 艇	「VIP」と黒字で記された水色旗

23 支援者・支援艇

- 23.1 支援艇とは、規則の定義にある支援者が乗艇する全ての艇を指す。
- 23.2 「NP」「DP」豊田自動織機海陽ヨットハーバー内では、支援艇は、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。
- 23.3 「NP」「DP」支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしのために一時的に豊田自動織機海陽ヨットハーバーに入港する場合でも、ヨットハーバー事務室にて所定の手続きを行い使用料の支払いをしなければならない。一時的に入港した支援艇は、乗員の乗降、機材の積込み、積下ろしが完了次第、速やかに出港しなければならない。
- 23.4 「NP」「DP」艇の安全な出艇を確保するため、豊田自動織機海陽ヨットハーバーより出艇する支援艇は、『D旗』掲揚後10分間は係留した棧橋から離岸してはならない。
- 23.5 「NP」「DP」支援艇は、水上にいる間、大会陸上本部で貸与する『識別用リボン』を水面より1.5m以上の高さに掲揚するとともに、支給する「支援艇許可書」を目立つように掲示しなければならない。
- 23.6 「NP」「DP」支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図 D】が示す艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 23.7 「NP」「DP」支援者は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.8 「NP」「DP」レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。

ならない。』ことを意味する。この場合、指示 23.6 は適用されない。

24 ごみの処分

艇は、ごみを支援艇またはレース委員会艇に渡しても良い。

25 賞

レース公示どおり、賞を与える。

26 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と、関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

27 その他

27.1 [DP][NP] 競技者・支援者は、大会役員・競技役員の合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

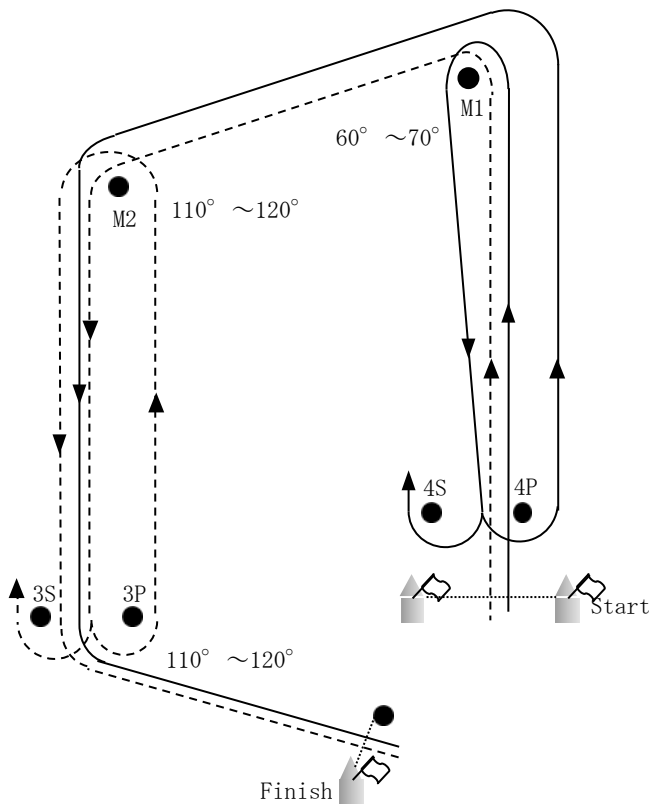
27.2 [DP][NP] 競技者は、大会期間中に大会委員会の許可を得ない限り、ハーバー建物内やセンタープラザでの艀装・修理・セールのパグつけ等の作業を行ってはならない。

【添付図 A】 レース・エリア



N 34. 47. 183 E 137. 16. 017 を中心とした、 ϕ 1.4NM をレース海面とする。

【添付図B】コース図

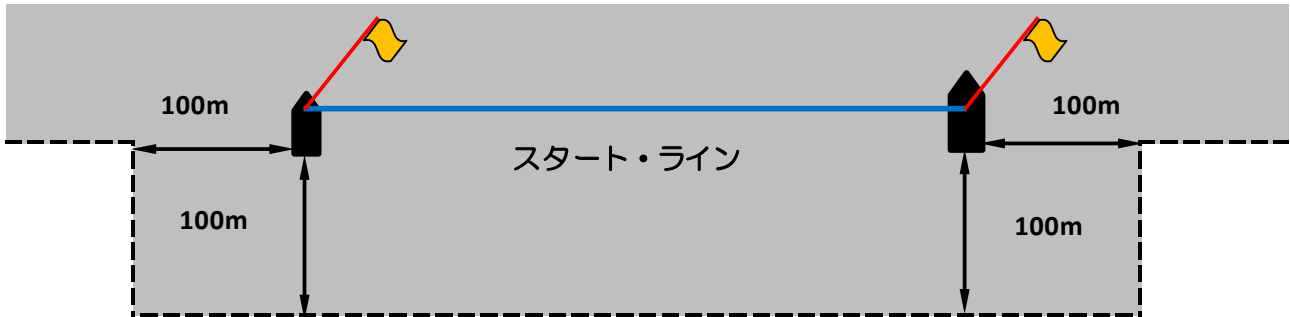


I : Start → M1 → 4p/4s → M1 → M2
→ 3p → Finish

O : Start → M1 → M2 → 3p/3s → M2
→ 3p → Finish

【添付図 C】 スタート・エリア

指示 10.4 にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。

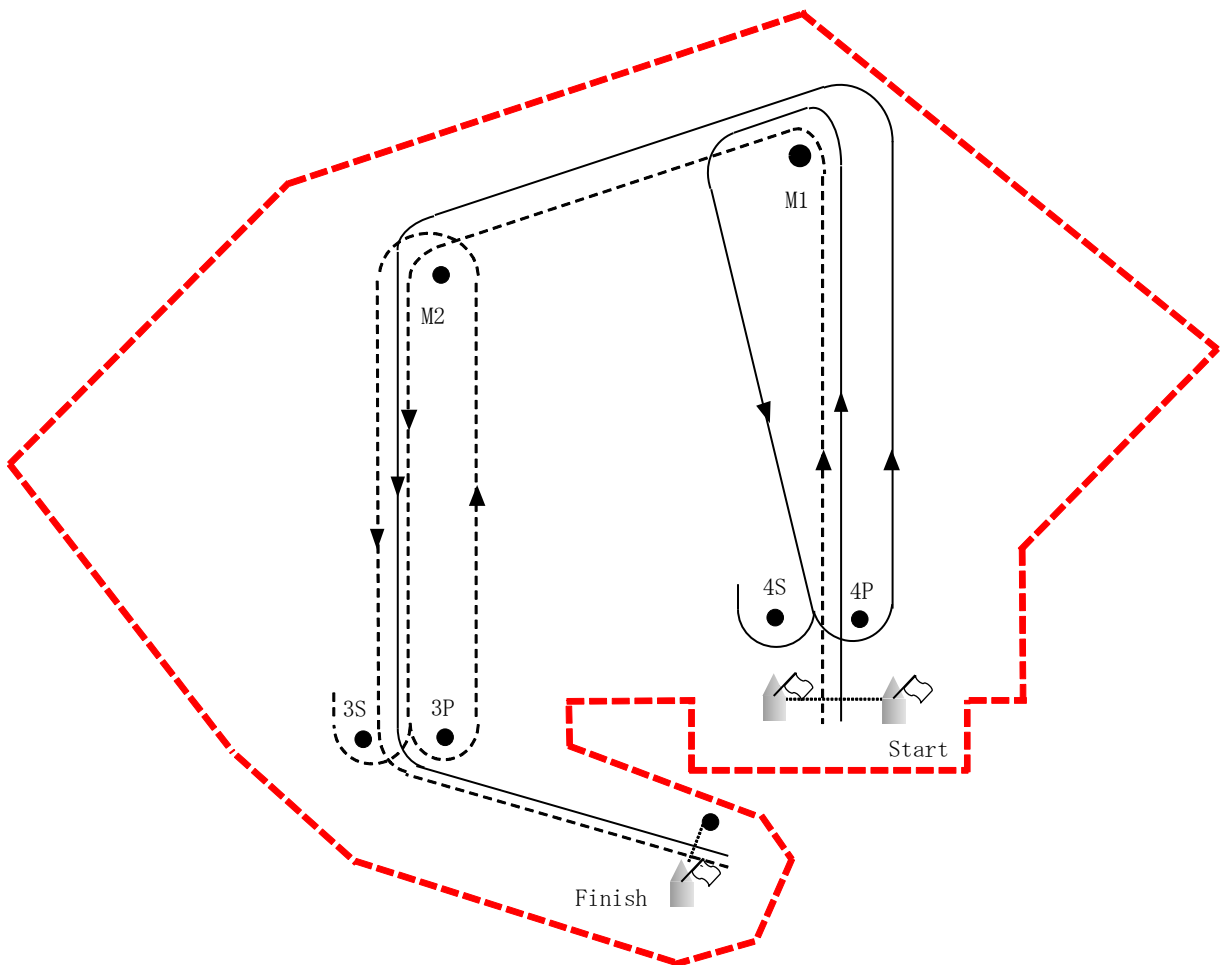


【添付図 D】 レース・エリア

指示 23.6 にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

支援者は、レース中以下の図に示す点線の内側に入ってはならない。

この点線は、レース委員会艇、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、マーク及び艇が帆走するであろう位置から距離 100m を示している



三河 潮汐表

9月21日(土)		9月22日(日)		9月23日(月)	
小潮		小潮		小潮	
日の出 5:49		日の出 5:50		日の出 5:50	
日の入 17:28		日の入 17:26		日の入 17:25	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
11:10	4:04	12:58	5:37	0:13	7:16
187cm	66cm	186cm	75cm	166cm	72cm
21:50	16:28	—	19:16	14:28	20:42
174cm	143cm	—	141cm	199cm	120cm